

日本の科学技術情報政策と医学図書館構想

－国民の健康保障と国の責任からみた医学図書館構想－

木幡洋子
愛知県立大学

医学情報；患者の権利；健康権；医学情報権；国立医学図書館

アメリカにおける医学情報保障： 1970年代にアメリカにおいて起きた消費者運動は、医療における患者の主体性と自己決定の保障を求め、アメリカにおける医療改革の方向を示すことになった。その後、医師-患者関係においても、両者の対等性と医療の専門性のバランスを図る意図のもとにパートナー・シップモデルが主流となっていき、アメリカの国立医学図書館（NLM）も患者/市民への医学情報提供を事業の一環として成長を続けている。国立医学図書館という医学情報の専門機関の存在が可能にした発展だといえる。また、情報学においても、Consumer Health Informatics が患者への医学情報サービスを対象とした学問領域として成立をしているが、国の関与が前提であり患者の自己決定保障という人権の視点がそこにはみられる。

日本の科学技術政策と医学情報： 1969年の「科学技術情報の流通に関する基本的方策」以降、日本は科学情報の流通に関する施策が進められていったが、それは医学情報を独立した特殊情報領域として位置づけたものではなかった。これに対し、日本医学図書館協会（JLA）は1972年の総会において「医学文献情報資料センター（仮称）の設置について」を採択し、1980年には、日本学術会議がJLAへの協力依頼に応える形で国に「医学情報センター設立の勧告」を行ったが、すでに進められていた国立国会図書館、外国雑誌センター、日本科学技術情報センター（JICST）の整備計画があり、国は勧告を受け入れなかった。その後、国の状況に変化がみられるのは、患者主体の医療を目指す医療改革の推進によってであった。2003年には厚生労働省が「医療提供体制の改革のビジョン」を公表して患者主体の医療を明らかにし、2004年に活動を開始したMindsは、翌年から一般向けの診療ガイドラインも提供するようになった。さらに、2007年には「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等一部改正法」が施行され、医療情報に関してではあるが、患者への情報提供という視点が明らかになっている。

患者の主体性保障と国の責務： 日本にも「健康情報学」や「消費者健康情報学」という学問の呼称が用いられるようになり、市民の意思決定/自己決定が研究対象となっている。けれども、情報提供における国の責任が明確にされていないため、官民が連携もなくweb上での情報サービスが進められている。成熟した市民社会であれば、市民も国に匹敵する責任意識のもとに活動するが、現在の日本のレベルは、専門職者の倫理が機能する場合を除き、まだその程度に到達しているとはいえない。そのため、国民の健康権保障のための国の責務として、信頼に値する公正な医学情報を総合的に提供することができる国立医学図書館構想を国が提示し、さらに法制化することが求められている。